

住民による「桜が丘いきいき交流センター」

管理運営受託 NPO 設立（案）

たけのこの家 澤

1. 目的

- (1) 住民が主体的にまちづくりに参加し、安心・安全で生きがいをもてるまちづくりを行うため、桜が丘地区の中核施設である桜が丘いきいき交流センター（以下「センター」という）の管理運営受託を行う住民の NPO を立ちあげる
- (2) センターの機能アップ
 - ① 自治会、サークル、NPO などの市民活動団体の支援とネットワークづくり支援（いわゆる「市民活動支援センター」機能をもつ）
 - ② 地域の居場所
お年寄り（介護保険の適用に関係なくいける）・子ども・障害者も含めたみんなの居場所
 - ③ 上記機能アップを行うために、既存機能のスクラップも検討し、商工会跡地も含めたレイアウトの再配置を行う
- (3) 桜が丘東と桜が丘西の自治会の連携強化
- (4) 民への委託による市の経費の節減

2. 管理受託する NPO の業務内容

- (1) センター管理業務
- (2) 市民活動団体支援
 - ① メールボックス・取次ぎ
 - ② コピー・印刷機
 - ③ フリーの会議スペースの提供
 - ④ 会議室受付
 - ⑤ 各団体の情報提供スペース
 - ⑥ 合同イベント開催
- (3) NPO などの立ち上げ支援
(ゆうあいセンターまたは岡山 NPO センターから出張で相談に乗ってもらう)
- (4) 情報提供
 - ① IT（ホームページやブログなど）：桜が丘地区の情報提供
 - ② 桜が丘地区の地域情報誌の発行
- (5) 常設カフェ
(子ども・お年寄り・障害者も含めたみんなの居場所
運営も団体がみんなで行う方式で協力して行う：北須磨団地の「シャベリーナ」がモデル)

3. NPO の運営体制

(1) 理事会と事務局

理事会（理事は原則無給）には、東西の連合町内会長と連合町内会副会長が参加。また、桜が丘地区以外の人々の理事就任も望ましい。

（センターは、桜が丘地区以外の人々も利用している）

事務局（有給）には、コミュニケーション能力・パソコン能力・企画力のある人々を採用する。

(2) 人員体制

原則は、1日2名が張り付く体制とする。この1日2名で情報誌発行やIT・ブログも行う。

(3) NPO の収入

- ① 市からの委託料
- ② コピー・印刷機・会議室などの使用料
- ③ 登録団体からの団体会費、NPO の会員の会費
- ④ 地域情報誌・ホームページへの広告料

4. 委託から指定管理へ

当初 NPO は市からの委託でスタートして、実績ができた段階で指定管理に移行する。

5. その他議論すべき内容

- (1) 市の出張所機能をどうするか
- (2) 委託の時期をいつごろと考えるか
- (3) ダイワハウスの役割として何を願うのか

（シャベリーナ：北須磨団地の住民運営の喫茶店

自治体と労働金庫が作った社会福祉法人が、作った高齢者施設の一角にある。コーヒーが100円程度で団地内の各団体が順番にウェイトレスなどを行っている。働いた人は時給のかわりにコーヒー券をもらえる。私が行ったときは、団地内の障害者団体がコーヒーを飲みにきていた。）

以上